

男女共同参画研修参加費補助事業 「ているるちゃん研修補助事業」実施要項

1 目的

この要項は、公益財団法人おきなわ女性財団（以下「財団」という。）が実施する男女共同参画研修参加費補助事業の実施について定めることを目的とする。

2 事業の趣旨

男女共同参画研修参加費補助事業は、男女共同参画の推進に資する国内外研修（以下「研修等」という。）へ参加する者に対し、参加費を補助することにより、研修等への参加を促進し、女性リーダーの育成に資するため実施するものである。

3 対象者

補助を受けることのできる対象者は、原則として、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 沖縄県内在住者又は沖縄県内勤務者であること。
- (2) 財団の賛助会員であること。

4 対象となる研修等

- (1) 補助の対象となる研修等は、沖縄県男女共同参画計画の実現に向けた内容のものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げるものは、男女共同参画研修参加費補助事業の対象としない。
 - ①特定の宗教団体・政治団体が主催するもの
 - ②特定の宗教団体・政治団体に対する支持、非難などを目的とするもの
 - ③対象者が他の団体から補助金等を受けるもの
 - ④その他男女共同参画との関連性が低いと認められるもの

5 助成金額

財団が助成する金額は、補助対象経費のうち、上限を5万円とする。

6 対象経費

- (1) 対象経費は、4に掲げる研修等への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険等その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。交通費は、航空運賃のみとする。
- (2) 補助回数は、同一人に対し一年度につき1回限りとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

7 助成金申請書の提出等

- (1) 助成金の申請をしようとする者は、その定める期日までに、助成金交付申請書（第1号様式）と財団理事長（以下「理事長」という。）が定める書類を添えて、理事長あてに提出するものとする。
- (2) 理事長は、申請書類を審査のうえ、補助を行う対象者を決定するものとする。
- (3) 理事長は、助成金交付の決定をしたときは、対象者に対し決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- (4) 助成金交付決定を受けた対象者は、研修等の後、速やかに実績報告書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。
- (5) (3)の助成金交付決定の通知を受けた対象者は、当該通知に係る研修等への参加について変更が生じたときは、速やかに報告し、理事長の承認を受けなければならない。
- (6) 理事長は、実績報告書を審査し、対象者に対し確定した助成金額を確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、男女共同参画研修参加費補助事業の実施にあたり必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要項は、令和2年4月16日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月15日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月10日から施行する。